

理事、監事及び評議員の報酬等に関する規程

理事、監事及び評議員、評議員選任・解任委員の報酬等は、社会福祉法人光福社会定款第8条、第21条及び評議員選任・解任委員会運営細則第5条に定めるとおり無報酬とする。

附 則

(施行期日)

この規程は、平成29年4月1日から施行する。